



マイナンバーって何？

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての人に1人1つの番号（12桁）で、他人と重複しない番号（唯一無二性）です。2015年（平成27年）10月に、市区町村から住民票の住所に簡易書留にてマイナンバーの通知カードが送られます。また、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。2016年（平成28年）1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きで必要になります。



どのような場面で利用されるの？

社会保障、税、災害対策の3分野でのみ利用されます。

| | |
|------|---|
| 社会保障 | ①年金の資格取得や確認、給付 ②雇用保険の資格取得や確認、給付 ③医療保険の給付請求 ④福祉分野の給付、生活保護など |
| 税 | ①税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 ②税務当局の内部事務などで利用 |
| 災害対策 | ①被災者生活再建支援金の支給 ②被災者台帳の作成事務など |

※ マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続にしか使えません。



会社の業務では、どのように利用するの？

会社は、主に社会保障及び税に関する行政手続書類に従業員などのマイナンバーを記載して提出するという役割となります。

- ① 従業員（パート・アルバイト含む）から提供を受けたマイナンバーを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書に記載して、税務署長、市町村長（特別区の区長を含む）に提出
- ② 従業員から提供を受けたマイナンバーを健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届などに記載して、日本年金機構などに提出
- ③ 税理士に対する顧問料や地主に対する地代などを支払った場合は、その税理士や地主から提供を受けたマイナンバーを支払調書に記載して、税務署長に提出

